花巻市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、花巻市が発注する建設工事及び建設関連業務委託の入札による契約において、設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この要領において「設計違算」とは、設計図書における単価の金額誤り、数量の違い、 費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りをいう。
- 2 この要領において「金額の誤りが軽微である場合」とは、当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額の差額が、当初設計金額の5%以下であり、かつ花巻市財務規則(平成18年1月1日規則第60号)第127条別表第4に掲げる契約の種類に定める額以下である場合をいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札公告又は入札指名通知の発行をした後、開札前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、設計違算を訂正し、当該設計違算の契約上の取扱いを参加者に周知した上で、入札を続行する。

(落札決定前の対応)

- 第4条 市長は、開札後、落札決定までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札に係る手続を無効とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合に限り、入札を有効とする。
 - (1) 当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であること。
 - (2)落札候補者に変更が生じないこと。
 - (3)設計違算に係る契約変更の同意が書面で得られること。

(契約締結前の対応)

- 第5条 市長は、落札決定後、契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札決定を無効とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合に限り、入札を有効とする。
 - (1) 当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であること。
 - (2)落札者に変更が生じないこと。
 - (3)設計違算に係る契約変更の同意が書面で得られること。

(契約締結後の対応)

- 第6条 市長は、契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、相手方と協議し、当該契約を解除する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、変更契約を締結する。
 - (1) 当該契約の履行状況により、契約を解除し難い場合
 - (2)設計違算が軽微な場合で、かつ、落札者の決定に影響がない場合 (設計違算の公表)
- 第7条 市長は、次に掲げる事項について、違算が判明した場合は、「マスコミへの情報提供 に関する基本方針」に基づき、報道機関等に対して速やかに公表を行う。
 - (1) 開札後、落札決定までの間に設計違算が判明し、当該入札に係る手続を無効としたとき。
 - (2)落札決定後、契約締結までの間に設計違算が判明し、当該入札に係る手続及び落札決定を無効としたとき。

- (3)契約締結後に設計違算があり、当該落札者の決定に誤りがあることが判明し、当該契約を解除したとき。
- (4)設計違算による入札不調が判明したとき。ただし、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合を除く。

(準用)

第8条 第3条から第6条までの規定は、予定価格及び最低制限価格の設定の誤りについて準用する。

附則

この要領は、公布の日から施行する。